

中小企業の会計に関する基本要領 について

今、金融機関からの資金調達で、「中小企業の会計に関する基本要領」がつかっていますと、金利優遇がありますという話が出てくる事があると思います。すでに、それを利用して金利の優遇を受けている企業もあると思います。ただ、会計事務所にお問い合わせすると作ってもらえる物ではありませんので、どのようなものを少しご説明させていただこうと思います。

「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類を作成する際に、参照するための会計処理や注記を示すものです。これは、中小企業の決算書が・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計として、次の考え方から作成されています。

- ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社会計規則に準拠した会計
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

これらの考えに立って作成された決算書です。

また、これには、適切な記帳が前提とされています。

記帳は、全ての取引につき、**正規の簿記の原則**に従って行い、**適時**に、**整然かつ明瞭**に、**正確かつ網羅的**に会計帳簿を作成しなければならないとされています。また、これには、会計処理について、いろいろな対応が記載されています。

- ① 収益費用の基本的な会計処理・・・発生主義・総額主義
- ② 資産、負債の基本的な会計処理・・・取得原価主義
- ③ 金銭債権及び金銭債務・・・取得価額
- ④ 貸倒損失、貸倒引当金・・・貸倒可能姓の検討
- ⑤ 有価証券・・・評価の方法
- ⑥ 棚卸資産・・・評価の方法
- ⑦ 経過勘定・・・前払費用・前受収益・未払費用・未収収益
- ⑧ 固定資産・・・每期相当の減価償却費の計上
- ⑨ 繰延資産・・・効果の及ぶ期間で償却
- ⑩ リース取引・・・賃貸借取引・売買取引
- ⑪ 引当金 等

簡単に説明しますと、これらについて、会計をどう処理したかというのが中小企業会計要領です。この適用が受けられるようにご指導させて頂いておりますが、ご理解をお願いいたします。

所得税法における

パート社員の雇用管理上の留意点

今、国会では、配偶者控除の廃止論が出ています。女性の社会進出を促進するためと言われています。では、現状において、パート社員にはどのような壁があるのでしょうか？

① 130万円の壁

現行法制では、夫の被扶養者であるパート社員において年間給与収入（通勤費などの非課税収入も含む）が130万円を超えると、健康保険・介護保険や厚生年金保険などにおいて夫の扶養から外れ、パート職員である妻自身が、被保険者として保険料を払わなければなりません。

（大規模法人は除く）これによって、保険料の負担が増加することと、夫の事業所で家族手当が支給されている場合には、その手当もカットされる可能性があります。

② 103万円の壁

現行所得税法では、年間給与収入が103万円までなら、そこから給与所得控除65万円と基礎控除38万円を差し引くことができます。従って、パート職員である妻の年間給与収入が103万円以下ならば妻の所得税は非課税となり、夫の所得から配偶者控除の38万円を差し引く事ができます。（住民税が課税されないのは、98万円です）また、夫の所得が1000万円以下である、パート社員である妻の年間給与収入が103万円を超え、141万円までの場合においては、夫の所得から配偶者特別控除が控除されます。上手に使いたいものです。

知識はなくてもいいんや
熱心ささえ誰にも負けなかったら
必ず道は開ける。

松下幸之助の言葉



【編集後記】

シルバーウィークに、TKCの秋季大学（講演会）が旭川で開催され、そのあと、帯広を經由して戻ってまいりました。久しぶりの帯広で、中札内美術館と、紫竹ガーデンを見てきました。中札内美術館で小泉淳作の生き方に感動し、紫竹ガーデンでは、なかなか管理が行き届いていないのを、拝見しながら、ささやかに秋を楽しんで来ました。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.30%～
経営改善貸付 1.25%
平成27年9月9日より